

アセスメントサービス利用約款 変更点一覧

2024年1月4日改定

主に、以下の変更です。

・不正受検等を含む禁止行為の対応強化のため、SPI 3 のインハウス CBT サービスにおける受検者の個人情報の一部を弊社にて取得するスキームへの変更

対象約款	変更後 条項	変更前	変更後	変更のポイント
アセスメントサービス利用基本約款	第 25 条	—	<p><u>(特約条項)</u></p> <p>1. <u>個人情報等に関する取扱いについては、本約款等のほか、「個人情報の取扱いに関する特約」</u> <u>(https://cdn.p.recruit.co.jp/terms/clu-t-1015/index.html) が適用される。</u></p> <p>2. <u>本約款等と「個人情報の取扱いに関する特約」の定めに矛盾または抵触が存在する場合、「個人情報の取扱いに関する特約」が本約款等に優先するものとする。</u></p>	個人情報等に関する取扱いについて特約を作成したことに伴う変更
インハウス CBT サービス利用個別約款	第 2 条	インハウス CBT サービスとは、乙が、乙が開発した適性検査等（以下「本テスト」という）をインターネット回線を用いて実施できる環境を整備し、甲が指定する本テストの受検者または回答者（以下あわせて「受検者等」という）が当該環境に接続可能な甲の用意したコンピュータ等を使用して本テストを受検または回答（以下あわせて「受検等」という）し、乙が受検者等の採点結果を甲に報告するサービスの総称をいう。	インハウス CBT サービスとは、乙が、乙が開発した適性検査等（以下「本テスト」という）をインターネット回線を用いて実施できる環境を整備し、甲が指定する本テストの受検者または回答者（以下あわせて「受検者等」という）が当該環境に接続可能な甲の用意したコンピュータ等を使用して本テストを受検または回答（以下あわせて「受検等」という）し、乙が受検者等の採点結果を甲に報告する、または、乙が受検者等の採点結果を受検者等の指示した甲に報告するサービスの総称をいう。	SPI 3 のインハウス CBT サービスのスキーム変更に伴う変更
	第 3 条	(本テストの実施)	(本テストの実施・利用)	各項の変更に伴う修正
	第 3 条 2 項	—	甲は、乙の定める受検者等向け利用規約がある場合、当該利用規約に同意した受検者等のみが本テストを受検等できることを承諾する。	SPI 3 のインハウス CBT サービスのスキーム変更に伴う変更
	第 3 条 3 項	甲は、乙が提供するマニュアルに従って本テストを実施する。	甲は、乙が提供するマニュアルに従って本テストを実施するものとし、受検者等に対し、乙が定める所定の手続に従って乙が提供する本テストを受検等するよう指示し、または乙が定める所定の手続に従って乙が提供する本テストを受検等したうえで回答内容およびその付帯情報（回答内容およびその付帯情報を、以下あわせて「受検結果」という）を甲に送信するよう指示する。	同上
	第 3 条 4 項	—	受検者等は、前項の甲の指示により、本テストを受検等する。乙は、受検者等より受検結果を甲へ送信する指示を受けた場合、甲からの委託に基づき、本テストの受検結果を受領し、これを採点処理した採点結果を甲に報告するものとする。	同上
	第 4 条	—	(個人情報の保護)	同上

		<p>1.甲は、乙より報告された受検者等の採点結果を含む個人情報（以下「受検者情報」という）を乙が予め承諾した目的（甲の採用選考、甲による受検者等の適性の評価および受検者等の自己理解の目的等を含む）にのみ利用するものとし、その他の目的で利用してはならない。</p> <p>2.甲は、受検者情報を機密として安全かつ適正に扱うものとし、第三者に開示、漏洩してはならない。</p> <p>3.甲による受検者情報の取扱いに関し、甲の責めに帰する事由により受検者等その他の第三者から乙に対して苦情または訴訟提起がなされた場合、かかる苦情または訴訟について、甲は甲の責任と費用でこれを解決するものとし、乙はその責を負わない。</p>	
--	--	--	--